

「食料・農業・農村基本計画（案）」
についての意見・情報の募集について

令和7年3月14日
農林水産省大臣官房政策課

この度、「食料・農業・農村基本計画（案）」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）においては、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画を定めることとされております。この基本計画は、食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに食料、農業及び農村に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに変更することとされております。

このため、令和6年8月に食料・農業・農村政策審議会に対して、食料・農業・農村基本計画の変更について諮問を行い、新たな食料・農業・農村基本計画について検討を行ってまいりましたが、広く国民の皆様からの意見を検討・反映させる観点から、食料・農業・農村基本計画（案）について、意見を募集いたします。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省大臣官房政策課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省大臣官房政策課

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。なお、提出いただいた個人情報については、お問い合わせの回答や確認のご連絡に利用しますが、個人や法人を特定できる情報を除き、公表する場合がありますのでご了承ください。

なお、電話での意見・情報はお受けしませんので御了承ください。また、いただいた意見等に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承ください。

また、意見の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

5 意見・情報受付期間

令和7年3月14日（金）13:30～令和7年3月19日（水）13:29

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

食料・農業・農村基本計画（案）